

北九州市監査委員	山	口	彰
同	廣	瀬	隆
同	日	野	雄
同	世	良	俊

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

行政監査

(テーマ：市が事務局となっている任意団体の事務について)

2 監査の対象

平成22年度及び平成23年度に市が事務局となっている団体で市職員が行った事務

※平成23年度については、平成23年5月31日までを対象とする。

3 監査の期間

平成23年6月から平成25年2月まで

4 監査公表の時期

平成25年2月20日 (平成25年監査公表第15号)

5 監査の結果に係る措置状況報告書

監査の結果	措置状況
<p>1 市が団体の事務局となっていることが適当でないもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>団体名：門司区介護サービス事業者 連絡会 所管課：門司区役所 保健福祉課</p> </div> <p>介護保険制度では、事業者は、高齢者等の要介護者（利用者）に対して必要なサービスを提供しており、そのサービスに関する苦情については、事業者及び利用者の当事者間で解決すべきものであるが、各区役所保健福祉課でも必要な助言をするなど苦情の窓口となっている。</p> <p>各区役所には、利用者、事業者に対し中立的な立場で公正な対応が求められるため、門司区役所保健福祉課が、一方の当事者である連絡会の事務局となっているのは適当でなく、当連絡会の会員となっている事業者に事務局を移管するのが望ましい。</p>	<p>監査結果の公表後、連絡会役員会において監査結果について説明し、事務局の移管について協議した。</p> <p>その後、連絡会全体会において、会員の理解を得たところである。</p> <p>今後、5月の総会で事務局の移管について正式に決定し、指摘事項の是正を図ることとしている。</p>
<p>2 事務局及び経理事務処理に関する規程の整備を図るべきもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>団体名：門司区介護サービス事業者 連絡会 所管課：門司区役所 保健福祉課</p> </div> <p>事務局や経理事務処理に関する規程については、規約・会則に比べ定められていない団体が多く、また、定められていても、必要な項目がない等不十分な規程が見受けられ、このような団体では、慣例や裁量による運用、事務処理を行っている。</p> <p>役割分担や権限を明確にし、事務処理上のミスやトラブルを防ぐために</p>	<p>上記事務局の移管にあわせて、当該規程の整備（是正）を図る。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>も、事務局及び経理事務処理に関する規程整備が必要である。</p> <p>上記団体には、規程は整備されているが、組織、職務、契約及び現金の管理に関する項目について規定がないので整備されたい。</p>	